

平成30年度
事業計画書

平成30年5月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

まえがき.....	1
1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり	2
2. 設立 70 周年を契機とした新たな事業展開.....	3
3. 働き方改革の推進による職場環境の整備.....	4
4. 経営基盤の強化と建設生産システム高度化に向けた対応.....	6
5. 建設業における社会的責任への取組.....	9
6. 戦略的広報の展開.....	11
7. その他事業・行事の開催.....	12

まえがき

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など先行きには留意する必要がある、楽観は許されない状況にある。

一方、平成 30 年度の公共事業関係費が、国全体で 5 兆 9,789 億円と微増ながら 6 年連続の増額を堅持したものの、建設投資の偏りにより、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や、大企業と中小建設業との企業間格差が近時一層拡大化しており、地域建設業を取り巻く環境は依然厳しいものがある。こうした状況を放置すれば、地域建設業が担うべき役割、すなわち、施工力や機動力を維持しつつ、良質なインフラの整備や維持管理を行い、さらには地域の守り手として迅速な災害対応を行うなどの役割を、引き続き果たしていくことが今以上に困難になりかねない。

また、国土交通省が推進する i-Construction については、本年が「深化の年」と位置付けられるとともに、建設現場の生産性 2 割向上を目指して、様々な取組を更に強化することとしており、生産年齢人口が減少する今日、地域建設業としても自ら積極的に生産性向上に取り組むことが必要となっている。加えて、建設産業の担い手の確保・育成に向けて、長時間労働の是正や週休 2 日制の導入など、政府を挙げて取り組んでいる働き方改革を加速化していくことが、地域建設業界の喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえつつ、全建が本年度設立 70 周年を迎えるに当たり、これまでの全建の使命を再確認するとともに、地域を支える地域建設業が着実に発展し、将来に亘ってその社会的役割を果たしていくため、平成 30 年度の事業計画を次のとおり策定し、各都道府県建設業協会との強力な連携の下、新たな時代に向けた事業活動を積極果敢に展開することとする。

1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり

(1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保と被災地の復旧・復興、 防災・減災対策の推進

平成 30 年度の公共事業関係費は、国全体で 5 兆 9,789 億円と微増ながら、6 年連続の増額を堅持した。

しかしながら、工事量の地域間格差に加え、大手と中小の企業間格差が拡大化するとともに、建設業の働き方改革が大きな課題となる中、担い手を確保し、生産性の向上を図るとともに、地域建設業に課せられた社会的使命を今後も果たしていくためにまず必要となる企業の健全な経営の確保には、依然として厳しいものがある。

また、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等による被災地の復旧・復興を加速化するとともに、激甚化・頻発化する災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、将来に備えた災害に強い国土づくりに取り組むことが喫緊の課題となっている。

このため、全建としては、これら社会資本整備を強力に推進するために必要な予算の増額確保を図るため、その必要性等に関する具体的論拠を明らかにしつつ、各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会をとらえて政府・関係機関等に提言・要望活動を行っていく。

さらには、平成 29 年度補正予算において 1 兆円余の公共事業関係費が計上されるとともに、平成 30 年度当初予算では約 6 兆円が確保されたものの、今後の事業執行状況、景気動向次第では景気の腰折れ懸念等が生じかねないことから、平成 30 年度の追加的予算措置要望について、臨機応変に必要な対応を行っていく。

(2) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

地域建設業界が抱える諸課題や国土交通省の政策課題等について、官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国9ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情等を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、政府・関係機関等に提言・要望を行う。

2. 設立70周年を契機とした新たな事業展開

(1) 設立70周年記念事業の実施

設立70周年の節目の年に当たり、「全建50周年のあゆみ」にその後20年の歴史を加えた「70周年記念史」を制作するとともに、

- ① 歴代会長等へのインタビューや関係者の思い出を綴った「全建回顧録(仮称)」の策定
- ② 大転換期にある今、地域建設業がその役割をこれからも果たしていくために、自ら未来をどう切り拓いていこうとしているかを明らかにする「地域建設業将来展望(全建70周年展望)」の策定
- ③ 全建の活動を紹介するパンフレット「全建のご案内」の刷新など、各種の記念事業を実施する。

さらに、70周年を記念した祝賀会を開催し、併せて全建の発展に寄与し、その功績が顕著な方に対し感謝の意を表わす「功労者表彰」を行う。

(2) 設立70周年を契機とした諸活動の展開

70周年記念事業の実施を含め、全建がこれまで果たしてきた役割、これからのあるべき姿等について、全建ホームページや「全建ジャーナル」、業界紙への企画広告など、全建の諸活動を通じて積極的に情報発信するとともに、「地域建設業将来展望」で示される各種の取組の具体化を進めることとし、

- ① 長時間労働の是正、週休2日の確保等、「働き方改革行動憲章」に掲げられた取組の推進

- ② 次代を担う人材育成に向けたキャリア形成等の推進
- ③ 経営基盤を強化し、生産性が高く、優れた技術力を持つ経営体形成の推進
- ④ 災害など緊急時の体制整備に向けた取組の推進

など、地域建設業を巡る諸課題に対応し、大転換期を生き抜くための新たな取組を展開する。

3. 働き方改革の推進による職場環境の整備

(1) 地域建設業の働き方改革への取組の強化

① 魅力ある職場づくり

昨年9月に策定した「働き方改革行動憲章」に掲げる長時間労働の是正や週休2日の確保等の取組を着実に前進させることとし、会員企業を対象とした取組状況調査等を通じ、阻害要因となる課題を把握し、その解決に向け必要な取組を進める。

また、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の着実な履行を求めるとともに、「建設業の働き方改革に関する分野別連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電気、ガス）」の場も活用し、民間発注工事の実態に応じた課題や解決方策を検討する。

加えて、就業者の処遇改善に向けた公共工事設計労務単価の大幅引上げや、「建設業社会保険推進連絡協議会」等を通じた法定福利費の確実な確保、さらには「建設分野における外国人技能実習事業協議会」や、建退共掛金の納付に係る電子申請方式の実証実験に参画するなど、引き続き政府・関係機関に対し必要な提言・要望を行う。

② 次代を担う人材育成

適切な技能継承や新たな技能習得への取組を支援することとし、「建設リカレント教育」研修プログラムの活用や、広域的に人材育成を支援する富士教育訓練センター・三田建設技能研修センター、さらには業界が行う教育訓練等の取組について、「建設産業人材確保・育成推進協議会」を通じて情報共有を進めるとともに、各種支援制度を活用した人材育成を推進する。

また、本年10月に運用が開始される建設キャリアアップシステムについては、登録窓口業務を担う都道府県建設業協会と連携を密にし、その周知・普及に努め、併せて、技能者が保有する技能の見える化やキャリアパスの提示等を推進し、自己啓発意欲の喚起や生涯を通じた効果的なキャリア形成への環境整備に努める。

なお、建設キャリアアップシステムの運用に伴う課題等については、運用状況の実態を見極め、引き続き「建設キャリアアップシステム運営協議会」等の場を通じて適切な対応を求めていく。

③ 働き方改革に関する取組事例の共有

女性はもとより、多様な人材が自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備するなど、働き方改革に関する先進的な取組を行う会員企業の事例を収集するとともに、「全国建設労働問題連絡協議会」等を通じ、広く紹介し、個々の企業の実情に即した主体的な働き方改革に向けた取組を促すこととする。

(2) 労働災害防止対策の推進

① 新たな労働災害防止計画への対応

依然として死亡災害全体の1/3を建設業が占める状況の中で、新たに策定された「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、死亡災害の4割を超える墜落・転落災害の防止に向けた取組等の強化のため、現場技術者等を対象とした「労働安全を中心とした研修会」の開催等を通じ、リスクアセスメントの実施や安全点検の充実等、基本的な安全管理の取組を再度徹底するとともに、高所作業時におけるフ

ルハーネス型安全带使用の原則化等を定める新たな規制について、現場の混乱を招かないよう適切な周知を図る。

② 労働安全衛生環境の整備

昨年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び「同基本計画」で謳われた、民間工事を含むすべての建設工事での適切な安全衛生経費の確保、安全・健康に配慮した工期の設定等の実現に向け、関係機関とも連携しつつ、積極的に取り組む。

また、労働安全衛生対策を徹底する上でのモデル的な取組の積極的な発信など、現場における労働安全衛生対策に関する周知に努める。

4. 経営基盤の強化と建設生産システム高度化に向けた対応

(1) 品確法及びその運用指針等の更なる徹底

改正品確法及びその運用指針の運用開始から3年が経過する中、未だに地方公共団体、特に市町村等への浸透、運用徹底に課題があることから、引き続き各発注者の運用実態等について調査・分析を行う。

また、「地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況」の調査等により、各地方自治体の入札契約制度の改善状況等について情報収集を行い、制度未設定の市町村への設定の働き掛けや全国基準(公契連モデル)より低位にある自治体の価格の引上げに向けた働き掛けのための支援を行う。

さらに、これら運用状況の調査結果等について、ホームページや業界紙等を通じて積極的に情報発信するとともに、各都道府県建設業協会が地方公共団体の運用改善のために要望や働き掛けを行う際には、適宜全国的な取組状況の情報提供を行うこと等により協会活動を支援する。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた取組

① 生産性向上に関する取組

建設業における ICT 技術の活用等、国土交通省が推進している i-Construction を始めとした建設産業の生産性向上のための施策や、ICT 施工の普及に向けて国等が実施する各種支援方策に関する情報について、随時提供する。

また、各都道府県建設業協会及び会員企業に対する意見照会等を通じて、ICT 活用工事の小規模工事への導入、積算上の問題及び人材育成・設備投資の負担等、抱える諸課題を把握・整理し、会員企業が生産性向上に取り組みやすい環境が整備されるよう、国土交通省の i-Construction 関連委員会等において提言・要望を行う。

② 建設生産システムに関する諸問題への取組

昨年 7 月、建設産業政策会議が策定した「建設産業政策 2017+10」に関する施策の具体化、制度改正のために開催される、国土交通省の「中央建設業審議会」、「基本問題小委員会」等において、地域を支える元請建設企業団体として、積極的な提言・要望を行う。

また、会員企業の現場担当者等との意見交換を行い、適正な利潤を確保するための建設生産システムに関する課題を把握・整理し、政府・関係機関等に対し提言・要望を行う。

③ 建設技術者の技術力向上等への取組

建設工事の施工現場において、生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を収集し、ホームページ等を通じて会員に情報発信するとともに、技術者の技術力と資質並びにプレゼンテーション能力の向上を図るため、「技術研究発表会」を開催する。

なお、全建設立70周年の節目の本年度は、事例募集及び発表会の内容等の充実を図る。

(3) 社会資本形成・公共調達制度への対応

① 社会資本の維持管理分野、まちづくり等に関する取組

急速に老朽化が進む社会資本の大更新時代を迎え、今後、維持管理分野の取組の重要性が一層高まることから、社会資本老朽化対策等に関する新たな取組や、維持管理業務の契約及び業務実施上の課題について情報を収集・整理し、会員等に向け情報発信する。

また、地域建設業が地域の安全、社会資本の管理、環境等に関して有しているノウハウを効果的に活用し、行政等に対する魅力的なまちづくり等に関する提案型の取組を推進するため、各地域での実績等について情報収集を行うとともに、地域建設業のまちづくり等に対する受注創造型の有効な取組のあり方について調査・研究を行う。

② 入札契約・総合評価等の改善に関する取組

国土交通省の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」等において、企業評価や発注標準、地域の守り手を確保する仕組の構築等について、地域の実情に合わせた多様な発注方式の拡大等を目指して必要な提言・要望を行う。

また、「公共工物品質確保に関する議員連盟」等における議論の動向等を注視し、これに対応する各発注者の取組状況等の情報収集に努める。

(4) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

各都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続きの改善等について、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

また、昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に盛り込まれた事業承継の集中支援や、今後予定される消費税増税等、税制・金融等の各種施策の動向について情報収集に努め、各都

道府県建設業協会及び会員企業に対して情報提供を行う。

② 環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物のリサイクルと適正処理を更に推進することを目的とした「建設リサイクル推進計画2014」を受け、より一層高い意識を持って取り組めるよう、会員企業への情報提供に努めるとともに、建設廃棄物の適正処理に関する講習会や関連書籍等の刊行・改訂を行う。

また、環境関連法令等の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、政府・関係機関に対し提言・要望を行う。

5. 建設業における社会的責任への取組

(1) 災害対応に係る体制の整備

大規模な自然災害が頻発する中、各都道府県建設業協会と関係行政機関との災害協定について、その内容を把握・整理するとともに、各地域の諸事情を踏まえつつ、万全な体制で災害対応に当たれるよう協定内容の充実に向け情報提供等を行う。

また、各都道府県建設業協会における発災時の応急復旧活動について、情報を収集・整理し、速やかに関係機関へ情報提供するなど関係先との連携強化を図るとともに、積極的な広報活動を行い建設業界のイメージアップ・理解促進に繋げる。

加えて、災害対策基本法に定める「指定公共機関」としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、各都道府県建設業協会や関係行政機関との連絡体制の確立、全建現事務所の代替拠点における緊急通信手段の検討等、災害対応に係る態勢を整備・改善する。また、国等が実施する防災訓練に継続的に参画するとともに、全建現事務所が使用不能に陥った前提で、事務局体制確保のための防災訓練を独自に実施する。

さらに、地域建設企業における「事業継続計画(BCP)」の策定・見直しを支援するため、必要に応じて講習会を開催する。

なお、建設業者数の減少等により地域防災力の低下が懸念される中山間等の地域においては、防災力の維持・向上のため、行政と建設業界が現状や課題の共有化を図り、今後の対策についての意見交換を行う場の設置が効果的と考えられるため、そうした意見交換の場の設置に向けた情報収集、実態調査を実施する。

(2) 建設業の社会的責任(CSR)の推進

建設業が国民・社会からより信頼される産業となるため、「建設企業(団体)行動憲章」の下、法令遵守、地域社会への貢献、環境問題への対応など、建設業が果たすべき役割とその重要性を認識し、CSR活動の推進に努めるとともに、啓発用のポスター等を活用し、その周知・徹底を図る。

(3) コンプライアンスの更なる徹底

各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、「建設企業(団体)行動憲章」のより一層の周知と、会員企業のコンプライアンスの更なる徹底に取り組む。

(4) 建設業における社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を更に推進するため、7月を「建設業社会貢献活動推進月間」として中央行事を開催し、優れた活動事例を顕彰するとともに、優秀な活動事例を取りまとめ、建設業の社会貢献活動の啓発・広報に努める。

6. 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の取組やイベントについて、全建ホームページや「全建ジャーナル」を活用するほか、広報マニュアル「プレスリリースの方法」に基づき、積極的かつタイムリーな情報発信を行う。

また、行政機関が主催する「総合水防演習」、「子ども霞が関見学デー」及び「防災推進国民大会」などのイベントに参加・出展するとともに、「建設産業戦略的広報推進協議会」にも積極的に参画し、地域建設業の活動を広く国民・社会にアピールする。

さらに、70周年記念事業の実施に当たっては、全建ホームページや「全建ジャーナル」を活用し、積極的な広報活動を展開する。

(2) 広報体制の充実・強化

全建ホームページや「全建ジャーナル」を活用し、各都道府県建設業協会が行っている広報活動をより積極的に紹介するとともに、広報セミナーの開催等を通して、広報マインドの醸成と広報的知識の習得に資する取組を展開し、地域建設業の情報発信力の充実・強化に努める。

また、地域建設業や各都道府県建設業協会の活動をよりわかりやすく提示するため、全建ホームページの「協会一覧」をリニューアルした新たなポータルサイトの設定に向け取り組む。

7. その他事業・行事の開催

(1) 建設関係功労者表彰

全建表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された会員・会員企業等に対し表彰を行う。

(2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ、殉職された方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

(3) 各種報告書、出版物等の刊行

各事業活動での成果を、報告書及び出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布・販売する。

(4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会等の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、大型建設工事、最先端技術が導入された建造物等を対象に、建設工事・施設見学会等を実施する。

(5) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施

建設業界が抱える諸課題や国の政策課題等について、適切に対応するため、関係機関、諸団体等と積極的に意見交換、情報交換を行い、連携の強化を図る。

(6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合には所要の事業・行事等を実施する。

